

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月14日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社 2023年10月1日より三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）

（「ファンド」といいます。）

ファンドの名称は2020年3月12日付で変更したものです。ファンドの旧名称は「世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」です。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2023年 6月15日から2024年 6月14日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、2,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))</div> 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本除く) 日本 北米 歐州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">ファンド・オブ・ファンズ</div>	あり (フルヘッジ)
				なし

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券を通じて、主として債券(一般 [*])に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を除く)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*4} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジ ^{*5} を行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジ ^{*5} を行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。

- * 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- * 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- * 4 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券に投資し、安定したインカムゲインの確保と、債券の値上がり益の獲得を目指します。

- ◆ ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド^{*1}(以下「WIGBF」といいます。)への投資を通じて、主として日本を除く^{*2}世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債^{*3}とソブリン債券^{*4}に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。
- ◆ 日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を実質的な主要投資対象として、信用リスクの低減を図り、安定したインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

*1 WIGBFは、円建のケイマン諸島投資信託証券で、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を行います。

*2 日本国で発行されるものおよび海外で発行される円建のものを除きます。なお、日本企業が海外において外貨建てで発行する社債へ投資することがあります。

*3 当ファンドにおいて、社債にはCoCosを含みます。CoCosについては、投資リスク「CoCos固有のリスク」をご参照ください。

*4 当ファンドにおいて、ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

WIGBFの主な運用方針

- 基本投資比率は、社債75%程度、ソブリン債券25%程度です。
(投資環境、流動性などを勘案し、±25%の範囲で投資比率の変更を行うことがあります。)
- 個別銘柄の投資にあたっては、取得時においてS&P社またはMoody's社による格付け(両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け)が、原則としてBBB格相当以上とします。
- 格下げによりBBB格未満となった場合は、原則として1ヵ月以内に売却します。

■ 格付けと信用力のイメージ



■ 投資対象について

日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券に実質的な投資を行います。

投資適格格付けを有するソブリン債券

25%

投資適格格付けを有する社債
75%

基本投資比率のイメージ

投資環境、流動性などを勘案し、±25%の範囲で投資比率の変更を行うことがあります。
上記はあくまでイメージであり、実際の投資比率とは異なる場合があります。

特色2

原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- ◆ 当ファンドが投資を行うWIGBFにおいては、米ドルやユーロなど複数通貨(以下「原資産通貨」といいます。)建の債券に投資しますが、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。*

* 原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
- ・原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



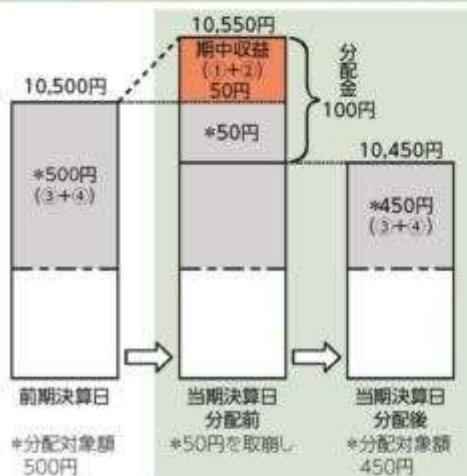
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

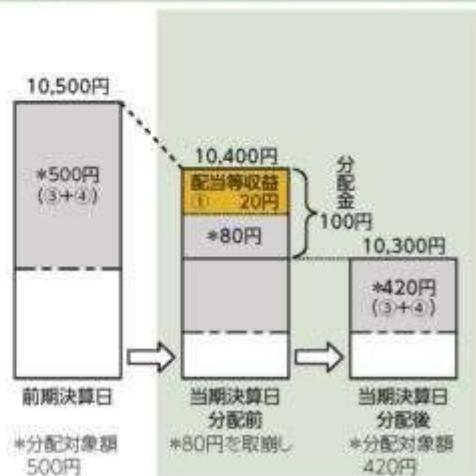
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

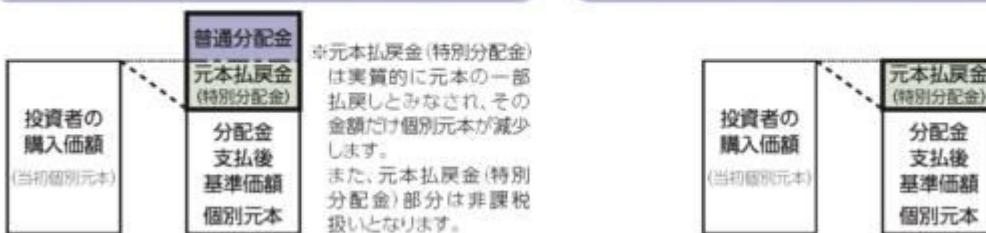
分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

*ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則([投資信託等の運用に関する規則]第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



*当ファンドはマネー・プール・マザーファンドにも投資します。

*当ファンドおよびマネー・プール・マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

*円建のケイマン諸島の投資信託証券で、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を行います。

■ 主な投資制限

投資信託証券等以外への投資	投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年4月16日

「世界投資適格債オープン(通貨選択性)円コース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)米ドルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)豪ドルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)ブラジル・リアルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)中国元コース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択性)マネー・プール・ファンド(年2回決算型)」の証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日	ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継
2019年6月15日	「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の信託期間を2020年3月13日までから2025年3月14日までに変更
2020年3月12日	ファンドの名称を「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」から「世界投資適格債オープン(為替ヘッジあり)(毎月決算型)」に変更
2020年3月13日	「世界投資適格債オープン(通貨選択型)米ドルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択型)豪ドルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択型)ブラジル・レアルコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択型)中国元コース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択型)インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)」、「世界投資適格債オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファンド(年2回決算型)」の満期償還

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社 </div>
-----------	---

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

投資対象ファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2023年3月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーワエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

a . 円建の外国投資信託であるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)の受益証券への投資を通じ、米ドルやユーロなど複数通貨(以下、「原資産通貨」ということがあります。)建の日本を除く世界の投資適格格付けを有する公社債を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、円の買いの為替ヘッジを行います。

また、マネー・プール マザーファンド受益証券へも投資を行います。

b . 実質的な投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをい

います。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b . 約束手形
- c . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- a . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . およびb . の証券または証書の性質を有するもの
- d . 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- a . の証券およびc . の証券または証書のうちa . の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

なお、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa . からd . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資先ファンドの概要

ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)	
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建
目的及び基本的性格	<p>日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債^{*1}とソブリン債券^{*2}を中心に投資を行います。</p> <p>*1 日本国内で発行されるものおよび海外で発行される内債のものを除きます。なお、ファンドは日本企業が海外において外債で発行する社債へ投資することがあります。</p> <p>*2 社債にはCoCosを含みます。CoCosについては、投資リスク「CoCos債券のリスク」をご参照ください。</p> <p>*3 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。</p>
投資の基本方針	日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を中心に投資を行います。また、外国為替予約取引等を活用します。
運用方針	<p>1.日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を中心に投資を行います。</p> <p>・個別銘柄の投資にあたっては、取得時において、S&P社またはMoody's社による格付け(両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け)が、原則としてBBB格相当以上とします。</p> <p>・社債への投資割合は、原則として、純資産総額の75%±25%の範囲内とします。</p> <p>・ソブリン債券への投資割合は、原則として、純資産総額の25%±25%の範囲内とします。</p> <p>・格下げによりBBB格未満となった場合は、原則として1ヵ月以内に売却します。</p> <p>・デューレーション、イールドカーブ、市場のボラティリティをヘッジする目的において、デリバティブを利用することができます。</p> <p>2.投資先ファンドでは、米ドルやユーロなど複数通貨建の資産に投資しますが、組入れる外貨建資産に対して原則として以下の為替取引または為替ヘッジを行います。</p> <p>(1)米ドル以外の通貨建の資産に関しては、実質的に米ドル建となるように為替取引を行います。</p> <p>(2)米ドル建資産および(1)で為替取引を行った実質米ドル建資産に対して、原則として対円で為替ヘッジを行います。</p> <p>3.投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
信託期限	無期限
設定日	2010年4月16日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	<p>純資産総額に対して年率0.49%程度 (運用報酬:年率0.40%、管理費用:年率0.09%程度)</p> <p>※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。</p>
申込手数料	ありません。

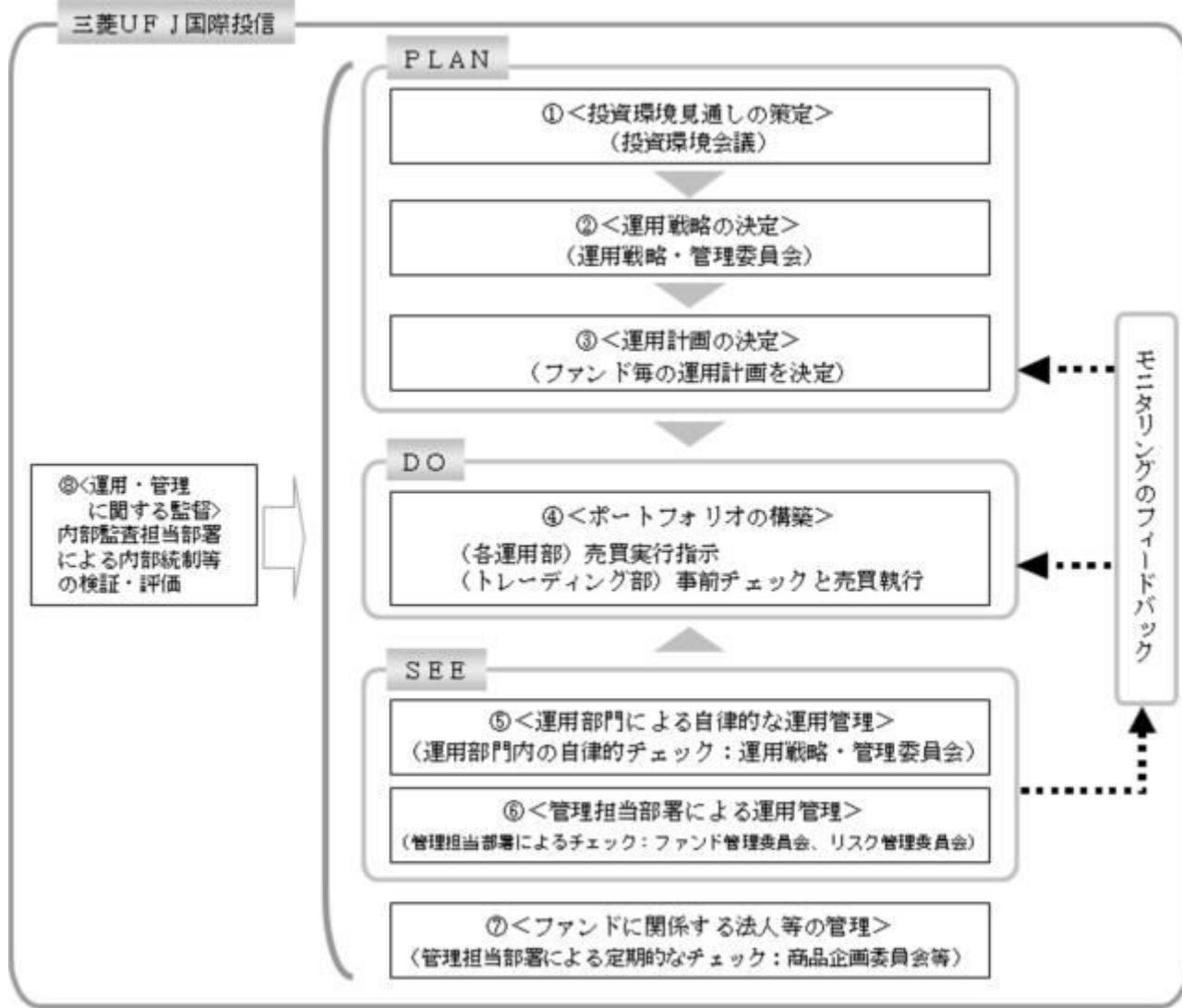
「JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」について

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(以下「JPMMAMUK」)(所在地:英国ロンドン)は、1974年2月に英国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属しています。JPMMAMUKは、グローバルに展開する「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度	<p>わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付けがない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。</p> <p>投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からA-A格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
主な 投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な 関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果

は、(a)についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では正・改善の検討が行われます。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ただし、第1期の決算日は2010年7月15日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配

にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b . 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

投資信託証券等への投資

投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。

公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d . 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

a . 為替変動リスク

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

b . 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。米ドルやユーロなど複数通貨建の債券に投資を行うため、それら各国の金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、基準価額の変動は大きくなります。

c . 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d . C o C o s 固有のリスク

ファンドの実質的な投資対象に含まれるC o C o sは、発行体が破綻する前において2つの偶発条件（発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合、発行体が実質破綻^{*}となった場合）の少なくともいずれかに該当した場合、元本削減や普通株へ転換されるトリガー条項^{**}が実質的に付されたものをいいます。

* 実質破綻とは、金融当局等から元本の削減または公的機関の資金援助がなければ存続できないと認定されること等をいいます。

＊＊トリガー条項の具体的な内容は、各国の規制や発行体の業種等により異なることがあります。

元本が削減される場合（全損となることもあります。）や普通株に転換され価値が元本を下回る場合、ファンドの基準価額が下落することがあります。

CosCosにかかる法制度の変更等があった場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

e. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

f. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

g. その他の主な留意点

- (a) 主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンダードは繰上償還されます。また、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (b) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (c) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- (d) 当ファンダードのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (e) 当ファンダードは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンダードのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンダード管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンダードの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的

管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

a . 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.0230%（税抜0.9300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b . 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.4000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記のほかに投資対象とする投資信託証券についても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率1.52%程度（税込）（年率1.42%程度（税抜））です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド（JPYクラス）」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.40%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設

立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息

および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償

還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和5年3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,505,110,574	98.90
親投資信託受益証券	日本	5,173,458	0.15
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		33,735,099	0.95
純資産総額		3,544,019,131	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ワールド・インベストメント・グ レード・ボンド・ファンド(JPY クラス)	5,122,184,092	0.67	3,480,524,090	0.6843	3,505,110,574	98.90
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	5,154,901	1.0036	5,173,458	1.0036	5,173,458	0.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.15
合計	99.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第34計算期間末日 (平成25年 4月15日)	6,841,963,020	6,861,768,651	10,364	10,394
第35計算期間末日 (平成25年 5月15日)	6,772,393,859	6,792,148,246	10,285	10,315
第36計算期間末日 (平成25年 6月17日)	6,386,268,856	6,405,257,375	10,090	10,120
第37計算期間末日 (平成25年 7月16日)	6,299,937,710	6,318,967,434	9,932	9,962

第38計算期間末日	(平成25年 8月15日)	6,329,318,506	6,348,596,412	9,850	9,880
第39計算期間末日	(平成25年 9月17日)	6,162,316,097	6,181,290,414	9,743	9,773
第40計算期間末日	(平成25年10月15日)	5,997,624,015	6,015,943,312	9,822	9,852
第41計算期間末日	(平成25年11月15日)	6,008,575,666	6,026,880,501	9,848	9,878
第42計算期間末日	(平成25年12月16日)	5,689,804,187	5,707,202,498	9,811	9,841
第43計算期間末日	(平成26年 1月15日)	5,627,866,858	5,645,024,682	9,840	9,870
第44計算期間末日	(平成26年 2月17日)	5,390,339,041	5,406,726,053	9,868	9,898
第45計算期間末日	(平成26年 3月17日)	5,379,051,910	5,395,374,021	9,887	9,917
第46計算期間末日	(平成26年 4月15日)	5,211,863,746	5,227,624,954	9,920	9,950
第47計算期間末日	(平成26年 5月15日)	5,408,944,352	5,425,200,931	9,982	10,012
第48計算期間末日	(平成26年 6月16日)	5,287,321,697	5,303,284,585	9,937	9,967
第49計算期間末日	(平成26年 7月15日)	5,165,478,638	5,181,064,976	9,942	9,972
第50計算期間末日	(平成26年 8月15日)	5,562,215,057	5,578,930,262	9,983	10,013
第51計算期間末日	(平成26年 9月16日)	5,615,850,746	5,632,876,708	9,895	9,925
第52計算期間末日	(平成26年10月15日)	6,909,508,532	6,930,219,920	10,008	10,038
第53計算期間末日	(平成26年11月17日)	12,379,438,928	12,416,878,000	9,920	9,950
第54計算期間末日	(平成26年12月15日)	16,329,916,143	16,378,961,424	9,989	10,019
第55計算期間末日	(平成27年 1月15日)	20,649,328,924	20,710,787,590	10,080	10,110
第56計算期間末日	(平成27年 2月16日)	24,024,065,399	24,095,891,910	10,034	10,064
第57計算期間末日	(平成27年 3月16日)	27,587,532,510	27,670,164,238	10,016	10,046
第58計算期間末日	(平成27年 4月15日)	32,862,262,205	32,960,094,286	10,077	10,107
第59計算期間末日	(平成27年 5月15日)	34,409,743,446	34,515,572,371	9,754	9,784
第60計算期間末日	(平成27年 6月15日)	35,194,171,930	35,304,052,564	9,609	9,639
第61計算期間末日	(平成27年 7月15日)	35,510,489,437	35,622,363,015	9,522	9,552
第62計算期間末日	(平成27年 8月17日)	35,308,128,915	35,418,611,142	9,587	9,617
第63計算期間末日	(平成27年 9月15日)	34,041,037,309	34,148,065,747	9,542	9,572
第64計算期間末日	(平成27年10月15日)	32,632,117,840	32,734,312,333	9,579	9,609
第65計算期間末日	(平成27年11月16日)	31,117,654,873	31,216,212,927	9,472	9,502
第66計算期間末日	(平成27年12月15日)	29,679,984,780	29,774,357,354	9,435	9,465
第67計算期間末日	(平成28年 1月15日)	28,320,853,984	28,411,192,240	9,405	9,435
第68計算期間末日	(平成28年 2月15日)	26,537,973,802	26,622,893,613	9,375	9,405
第69計算期間末日	(平成28年 3月15日)	25,343,039,555	25,423,412,423	9,460	9,490
第70計算期間末日	(平成28年 4月15日)	23,750,695,857	23,825,219,595	9,561	9,591
第71計算期間末日	(平成28年 5月16日)	22,993,682,920	23,065,625,507	9,588	9,618
第72計算期間末日	(平成28年 6月15日)	22,088,633,850	22,157,479,678	9,625	9,655
第73計算期間末日	(平成28年 7月15日)	20,724,276,178	20,788,051,372	9,749	9,779
第74計算期間末日	(平成28年 8月15日)	19,782,139,740	19,842,829,784	9,779	9,809
第75計算期間末日	(平成28年 9月15日)	18,633,380,068	18,662,398,160	9,632	9,647
第76計算期間末日	(平成28年10月17日)	16,600,468,799	16,626,470,901	9,576	9,591
第77計算期間末日	(平成28年11月15日)	15,222,433,699	15,246,941,028	9,317	9,332
第78計算期間末日	(平成28年12月15日)	14,570,699,784	14,594,393,020	9,225	9,240
第79計算期間末日	(平成29年 1月16日)	14,265,854,623	14,288,908,360	9,282	9,297

第80計算期間末日	(平成29年 2月15日)	13,938,265,644	13,960,922,316	9,228	9,243
第81計算期間末日	(平成29年 3月15日)	13,345,164,562	13,367,040,697	9,150	9,165
第82計算期間末日	(平成29年 4月17日)	13,013,523,287	13,034,501,547	9,305	9,320
第83計算期間末日	(平成29年 5月15日)	12,463,919,880	12,484,078,980	9,274	9,289
第84計算期間末日	(平成29年 6月15日)	12,013,975,051	12,033,233,579	9,357	9,372
第85計算期間末日	(平成29年 7月18日)	11,444,193,557	11,462,715,124	9,268	9,283
第86計算期間末日	(平成29年 8月15日)	11,250,427,623	11,268,571,598	9,301	9,316
第87計算期間末日	(平成29年 9月15日)	10,922,602,674	10,940,267,747	9,275	9,290
第88計算期間末日	(平成29年10月16日)	10,760,247,125	10,777,638,195	9,281	9,296
第89計算期間末日	(平成29年11月15日)	10,264,741,595	10,281,433,698	9,224	9,239
第90計算期間末日	(平成29年12月15日)	10,097,672,474	10,114,018,160	9,266	9,281
第91計算期間末日	(平成30年 1月15日)	9,954,759,851	9,971,006,125	9,191	9,206
第92計算期間末日	(平成30年 2月15日)	9,538,354,721	9,554,226,105	9,015	9,030
第93計算期間末日	(平成30年 3月15日)	9,143,554,203	9,158,775,320	9,011	9,026
第94計算期間末日	(平成30年 4月16日)	8,975,995,736	8,990,962,655	8,996	9,011
第95計算期間末日	(平成30年 5月15日)	8,576,196,049	8,590,668,950	8,889	8,904
第96計算期間末日	(平成30年 6月15日)	8,381,419,636	8,395,628,615	8,848	8,863
第97計算期間末日	(平成30年 7月17日)	8,282,218,876	8,296,221,770	8,872	8,887
第98計算期間末日	(平成30年 8月15日)	8,066,466,158	8,080,160,144	8,836	8,851
第99計算期間末日	(平成30年 9月18日)	7,535,977,749	7,548,857,943	8,776	8,791
第100計算期間末日	(平成30年10月15日)	7,383,686,743	7,396,450,730	8,677	8,692
第101計算期間末日	(平成30年11月15日)	7,196,257,972	7,208,785,679	8,616	8,631
第102計算期間末日	(平成30年12月17日)	7,028,170,368	7,040,422,028	8,605	8,620
第103計算期間末日	(平成31年 1月15日)	6,987,656,902	6,999,834,135	8,607	8,622
第104計算期間末日	(平成31年 2月15日)	6,947,980,525	6,959,931,715	8,720	8,735
第105計算期間末日	(平成31年 3月15日)	6,882,100,795	6,893,923,049	8,732	8,747
第106計算期間末日	(平成31年 4月15日)	6,373,110,318	6,383,956,466	8,814	8,829
第107計算期間末日	(令和 1年 5月15日)	6,298,520,898	6,309,210,186	8,839	8,854
第108計算期間末日	(令和 1年 6月17日)	6,358,437,878	6,369,091,538	8,952	8,967
第109計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	6,359,543,513	6,370,150,401	8,994	9,009
第110計算期間末日	(令和 1年 8月15日)	6,392,404,617	6,402,801,885	9,222	9,237
第111計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	6,217,288,797	6,227,594,321	9,049	9,064
第112計算期間末日	(令和 1年10月15日)	6,187,297,859	6,197,503,326	9,094	9,109
第113計算期間末日	(令和 1年11月15日)	6,122,597,874	6,129,349,695	9,068	9,078
第114計算期間末日	(令和 1年12月16日)	6,076,326,523	6,083,013,144	9,087	9,097
第115計算期間末日	(令和 2年 1月15日)	6,019,749,240	6,026,390,471	9,064	9,074
第116計算期間末日	(令和 2年 2月17日)	6,039,063,927	6,045,640,226	9,183	9,193
第117計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	5,709,387,814	5,715,859,029	8,823	8,833
第118計算期間末日	(令和 2年 4月15日)	5,666,024,218	5,672,378,366	8,917	8,927
第119計算期間末日	(令和 2年 5月15日)	5,664,693,746	5,671,041,656	8,924	8,934
第120計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	5,747,149,599	5,753,460,495	9,107	9,117
第121計算期間末日	(令和 2年 7月15日)	5,745,386,517	5,751,608,350	9,234	9,244

第122計算期間末日 (令和 2年 8月17日)	5,722,138,663	5,728,325,475	9,249	9,259
第123計算期間末日 (令和 2年 9月15日)	5,656,179,145	5,662,293,676	9,250	9,260
第124計算期間末日 (令和 2年10月15日)	5,642,933,560	5,649,026,826	9,261	9,271
第125計算期間末日 (令和 2年11月16日)	5,564,326,214	5,570,340,101	9,252	9,262
第126計算期間末日 (令和 2年12月15日)	5,532,201,941	5,538,131,631	9,330	9,340
第127計算期間末日 (令和 3年 1月15日)	5,469,151,330	5,475,058,116	9,259	9,269
第128計算期間末日 (令和 3年 2月15日)	5,399,943,219	5,405,818,501	9,191	9,201
第129計算期間末日 (令和 3年 3月15日)	5,239,106,151	5,244,951,317	8,963	8,973
第130計算期間末日 (令和 3年 4月15日)	5,249,153,733	5,254,986,246	9,000	9,010
第131計算期間末日 (令和 3年 5月17日)	5,187,814,801	5,193,605,414	8,959	8,969
第132計算期間末日 (令和 3年 6月15日)	5,151,795,405	5,157,486,527	9,052	9,062
第133計算期間末日 (令和 3年 7月15日)	5,114,241,144	5,119,853,154	9,113	9,123
第134計算期間末日 (令和 3年 8月16日)	5,079,534,361	5,085,093,013	9,138	9,148
第135計算期間末日 (令和 3年 9月15日)	5,031,747,639	5,037,255,047	9,136	9,146
第136計算期間末日 (令和 3年10月15日)	4,971,889,663	4,977,418,466	8,993	9,003
第137計算期間末日 (令和 3年11月15日)	4,932,698,813	4,938,184,140	8,993	9,003
第138計算期間末日 (令和 3年12月15日)	4,861,443,436	4,866,853,791	8,985	8,995
第139計算期間末日 (令和 4年 1月17日)	4,725,228,102	4,730,599,739	8,797	8,807
第140計算期間末日 (令和 4年 2月15日)	4,550,829,758	4,556,158,946	8,539	8,549
第141計算期間末日 (令和 4年 3月15日)	4,297,854,211	4,303,040,901	8,286	8,296
第142計算期間末日 (令和 4年 4月15日)	4,163,811,460	4,168,978,041	8,059	8,069
第143計算期間末日 (令和 4年 5月16日)	4,041,095,573	4,046,231,306	7,869	7,879
第144計算期間末日 (令和 4年 6月15日)	3,847,153,798	3,852,247,996	7,552	7,562
第145計算期間末日 (令和 4年 7月15日)	3,894,293,835	3,899,360,130	7,687	7,697
第146計算期間末日 (令和 4年 8月15日)	3,942,223,955	3,947,282,189	7,794	7,804
第147計算期間末日 (令和 4年 9月15日)	3,850,761,094	3,855,926,924	7,454	7,464
第148計算期間末日 (令和 4年10月17日)	3,566,378,309	3,571,410,791	7,087	7,097
第149計算期間末日 (令和 4年11月15日)	3,624,152,591	3,629,185,143	7,201	7,211
第150計算期間末日 (令和 4年12月15日)	3,727,539,352	3,732,562,139	7,421	7,431
第151計算期間末日 (令和 5年 1月16日)	3,682,565,299	3,687,548,182	7,390	7,400
第152計算期間末日 (令和 5年 2月15日)	3,602,203,867	3,607,147,261	7,287	7,297
第153計算期間末日 (令和 5年 3月15日)	3,543,548,498	3,548,475,285	7,192	7,202
令和 4年 3月末日	4,295,216,660		8,312	
4月末日	4,117,992,438		7,993	
5月末日	4,061,336,578		7,945	
6月末日	3,865,024,451		7,629	
7月末日	3,977,313,162		7,849	
8月末日	3,844,187,749		7,601	
9月末日	3,707,975,024		7,209	
10月末日	3,587,186,295		7,130	
11月末日	3,678,388,583		7,314	
12月末日	3,602,918,514		7,222	

令和5年1月末日	3,654,125,678		7,380	
2月末日	3,548,863,459		7,182	
3月末日	3,544,019,131		7,239	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円

第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	15円
第76計算期間	15円
第77計算期間	15円
第78計算期間	15円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円

第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円
第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円
第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円
第149計算期間	10円
第150計算期間	10円
第151計算期間	10円

第152計算期間	10円
第153計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第34計算期間	1.53
第35計算期間	0.47
第36計算期間	1.60
第37計算期間	1.26
第38計算期間	0.52
第39計算期間	0.78
第40計算期間	1.11
第41計算期間	0.57
第42計算期間	0.07
第43計算期間	0.60
第44計算期間	0.58
第45計算期間	0.49
第46計算期間	0.63
第47計算期間	0.92
第48計算期間	0.15
第49計算期間	0.35
第50計算期間	0.71
第51計算期間	0.58
第52計算期間	1.44
第53計算期間	0.57
第54計算期間	0.99
第55計算期間	1.21
第56計算期間	0.15
第57計算期間	0.11
第58計算期間	0.90
第59計算期間	2.90
第60計算期間	1.17
第61計算期間	0.59
第62計算期間	0.99
第63計算期間	0.15
第64計算期間	0.70
第65計算期間	0.80
第66計算期間	0.07
第67計算期間	0.00
第68計算期間	0.00

第69計算期間	1.22
第70計算期間	1.38
第71計算期間	0.59
第72計算期間	0.69
第73計算期間	1.60
第74計算期間	0.61
第75計算期間	1.34
第76計算期間	0.42
第77計算期間	2.54
第78計算期間	0.82
第79計算期間	0.78
第80計算期間	0.42
第81計算期間	0.68
第82計算期間	1.85
第83計算期間	0.17
第84計算期間	1.05
第85計算期間	0.79
第86計算期間	0.51
第87計算期間	0.11
第88計算期間	0.22
第89計算期間	0.45
第90計算期間	0.61
第91計算期間	0.64
第92計算期間	1.75
第93計算期間	0.12
第94計算期間	0.00
第95計算期間	1.02
第96計算期間	0.29
第97計算期間	0.44
第98計算期間	0.23
第99計算期間	0.50
第100計算期間	0.95
第101計算期間	0.53
第102計算期間	0.04
第103計算期間	0.19
第104計算期間	1.48
第105計算期間	0.30
第106計算期間	1.11
第107計算期間	0.45
第108計算期間	1.44
第109計算期間	0.63
第110計算期間	2.70

第111計算期間	1.71
第112計算期間	0.66
第113計算期間	0.17
第114計算期間	0.31
第115計算期間	0.14
第116計算期間	1.42
第117計算期間	3.81
第118計算期間	1.17
第119計算期間	0.19
第120計算期間	2.16
第121計算期間	1.50
第122計算期間	0.27
第123計算期間	0.11
第124計算期間	0.22
第125計算期間	0.01
第126計算期間	0.95
第127計算期間	0.65
第128計算期間	0.62
第129計算期間	2.37
第130計算期間	0.52
第131計算期間	0.34
第132計算期間	1.14
第133計算期間	0.78
第134計算期間	0.38
第135計算期間	0.08
第136計算期間	1.45
第137計算期間	0.11
第138計算期間	0.02
第139計算期間	1.98
第140計算期間	2.81
第141計算期間	2.84
第142計算期間	2.61
第143計算期間	2.23
第144計算期間	3.90
第145計算期間	1.92
第146計算期間	1.52
第147計算期間	4.23
第148計算期間	4.78
第149計算期間	1.74
第150計算期間	3.19
第151計算期間	0.28
第152計算期間	1.25

第153計算期間	1.16
----------	------

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第34計算期間	209,857,592	633,209,548	6,601,877,089
第35計算期間	351,401,296	368,482,456	6,584,795,929
第36計算期間	269,079,284	524,368,610	6,329,506,603
第37計算期間	359,768,158	346,033,204	6,343,241,557
第38計算期間	280,599,743	197,872,304	6,425,968,996
第39計算期間	184,343,811	285,540,383	6,324,772,424
第40計算期間	66,373,357	284,713,422	6,106,432,359
第41計算期間	280,523,669	285,344,217	6,101,611,811
第42計算期間	84,990,725	387,165,363	5,799,437,173
第43計算期間	78,865,166	159,027,472	5,719,274,867
第44計算期間	25,588,153	282,525,658	5,462,337,362
第45計算期間	127,936,034	149,569,503	5,440,703,893
第46計算期間	56,060,823	243,028,537	5,253,736,179
第47計算期間	302,210,745	137,087,149	5,418,859,775
第48計算期間	81,219,202	179,116,276	5,320,962,701
第49計算期間	38,677,159	164,193,694	5,195,446,166
第50計算期間	472,497,309	96,208,410	5,571,735,065
第51計算期間	384,718,553	281,132,811	5,675,320,807
第52計算期間	1,398,727,912	170,252,584	6,903,796,135
第53計算期間	5,704,725,746	128,831,161	12,479,690,720
第54計算期間	3,921,543,044	52,806,706	16,348,427,058
第55計算期間	4,230,435,157	92,639,914	20,486,222,301
第56計算期間	3,657,786,203	201,837,916	23,942,170,588
第57計算期間	3,719,065,753	117,326,695	27,543,909,646
第58計算期間	5,483,091,661	416,307,550	32,610,693,757
第59計算期間	3,142,469,379	476,854,727	35,276,308,409
第60計算期間	2,358,194,567	1,007,624,674	36,626,878,302
第61計算期間	2,075,142,874	1,410,828,285	37,291,192,891
第62計算期間	1,132,596,373	1,596,380,236	36,827,409,028
第63計算期間	890,782,562	2,042,045,387	35,676,146,203
第64計算期間	1,088,781,934	2,700,096,891	34,064,831,246
第65計算期間	1,088,682,249	2,300,828,805	32,852,684,690
第66計算期間	764,142,759	2,159,302,585	31,457,524,864
第67計算期間	720,741,290	2,065,514,056	30,112,752,098
第68計算期間	707,422,492	2,513,570,738	28,306,603,852

第69計算期間	194,536,429	1,710,184,023	26,790,956,258
第70計算期間	278,006,425	2,227,716,476	24,841,246,207
第71計算期間	59,584,703	919,968,404	23,980,862,506
第72計算期間	577,431,005	1,609,683,990	22,948,609,521
第73計算期間	45,061,577	1,735,273,055	21,258,398,043
第74計算期間	139,051,061	1,167,434,325	20,230,014,779
第75計算期間	344,156,278	1,228,775,745	19,345,395,312
第76計算期間	202,747,943	2,213,408,121	17,334,735,134
第77計算期間	31,245,503	1,027,761,252	16,338,219,385
第78計算期間	630,929,902	1,173,658,538	15,795,490,749
第79計算期間	30,256,126	456,588,724	15,369,158,151
第80計算期間	101,857,309	366,567,269	15,104,448,191
第81計算期間	26,335,862	546,693,883	14,584,090,170
第82計算期間	9,182,759	607,765,662	13,985,507,267
第83計算期間	13,329,209	559,435,813	13,439,400,663
第84計算期間	14,798,311	615,179,925	12,839,019,049
第85計算期間	2,982,847	494,290,003	12,347,711,893
第86計算期間	2,379,273	254,107,213	12,095,983,953
第87計算期間	12,835,453	332,104,053	11,776,715,353
第88計算期間	48,810,984	231,479,170	11,594,047,167
第89計算期間	2,189,897	468,167,927	11,128,069,137
第90計算期間	2,363,877	233,308,704	10,897,124,310
第91計算期間	24,966,233	91,240,718	10,830,849,825
第92計算期間	2,463,277	252,389,851	10,580,923,251
第93計算期間	2,322,097	435,833,510	10,147,411,838
第94計算期間	2,364,539	171,829,789	9,977,946,588
第95計算期間	9,027,959	338,373,217	9,648,601,330
第96計算期間	29,986,606	205,935,021	9,472,652,915
第97計算期間	2,116,852	139,507,038	9,335,262,729
第98計算期間	2,440,408	208,378,757	9,129,324,380
第99計算期間	10,229,971	552,758,198	8,586,796,153
第100計算期間	2,008,157	79,479,212	8,509,325,098
第101計算期間	2,031,390	159,551,623	8,351,804,865
第102計算期間	7,345,542	191,377,042	8,167,773,365
第103計算期間	13,996,427	63,614,071	8,118,155,721
第104計算期間	2,141,289	152,836,389	7,967,460,621
第105計算期間	34,213,981	120,171,404	7,881,503,198
第106計算期間	4,252,704	654,990,330	7,230,765,572
第107計算期間	2,378,151	106,951,482	7,126,192,241
第108計算期間	5,268,771	29,020,405	7,102,440,607
第109計算期間	2,738,061	33,919,762	7,071,258,906
第110計算期間	10,523,685	150,269,990	6,931,512,601

第111計算期間	1,671,924	62,834,590	6,870,349,935
第112計算期間	13,137,346	79,841,999	6,803,645,282
第113計算期間	2,470,769	54,294,219	6,751,821,832
第114計算期間	2,302,584	67,502,916	6,686,621,500
第115計算期間	1,365,808	46,755,535	6,641,231,773
第116計算期間	1,253,622	66,185,705	6,576,299,690
第117計算期間	2,398,720	107,483,147	6,471,215,263
第118計算期間	1,397,587	118,464,622	6,354,148,228
第119計算期間	1,429,278	7,666,860	6,347,910,646
第120計算期間	1,645,409	38,659,181	6,310,896,874
第121計算期間	1,407,458	90,471,190	6,221,833,142
第122計算期間	4,369,472	39,389,871	6,186,812,743
第123計算期間	1,884,055	74,165,000	6,114,531,798
第124計算期間	1,266,607	22,531,844	6,093,266,561
第125計算期間	3,342,570	82,722,018	6,013,887,113
第126計算期間	9,571,817	93,768,622	5,929,690,308
第127計算期間	2,502,982	25,406,966	5,906,786,324
第128計算期間	17,166,620	48,670,459	5,875,282,485
第129計算期間	1,731,878	31,848,194	5,845,166,169
第130計算期間	1,544,552	14,197,365	5,832,513,356
第131計算期間	17,611,762	59,511,842	5,790,613,276
第132計算期間	6,881,365	106,372,198	5,691,122,443
第133計算期間	3,992,012	83,104,112	5,612,010,343
第134計算期間	2,828,977	56,186,431	5,558,652,889
第135計算期間	1,457,276	52,702,122	5,507,408,043
第136計算期間	59,330,821	37,935,074	5,528,803,790
第137計算期間	1,539,379	45,015,210	5,485,327,959
第138計算期間	1,405,836	76,378,467	5,410,355,328
第139計算期間	1,154,790	39,872,212	5,371,637,906
第140計算期間	1,258,059	43,707,478	5,329,188,487
第141計算期間	1,265,812	143,764,092	5,186,690,207
第142計算期間	1,530,597	21,639,586	5,166,581,218
第143計算期間	1,414,857	32,262,915	5,135,733,160
第144計算期間	1,606,504	43,141,323	5,094,198,341
第145計算期間	1,439,308	29,342,073	5,066,295,576
第146計算期間	1,522,376	9,583,275	5,058,234,677
第147計算期間	133,923,758	26,328,211	5,165,830,224
第148計算期間	1,767,664	135,115,602	5,032,482,286
第149計算期間	4,602,086	4,532,222	5,032,552,150
第150計算期間	6,497,245	16,262,203	5,022,787,192
第151計算期間	1,781,990	41,685,651	4,982,883,531
第152計算期間	1,999,258	41,487,892	4,943,394,897

第153計算期間	2,014,993	18,622,315	4,926,787,575
----------	-----------	------------	---------------

(参考)

マネー・プール マザーファンド**投資状況**

令和5年3月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		48,275,014	100.00
純資産総額		48,275,014	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産**投資有価証券の主要銘柄****a 評価額上位30銘柄**

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

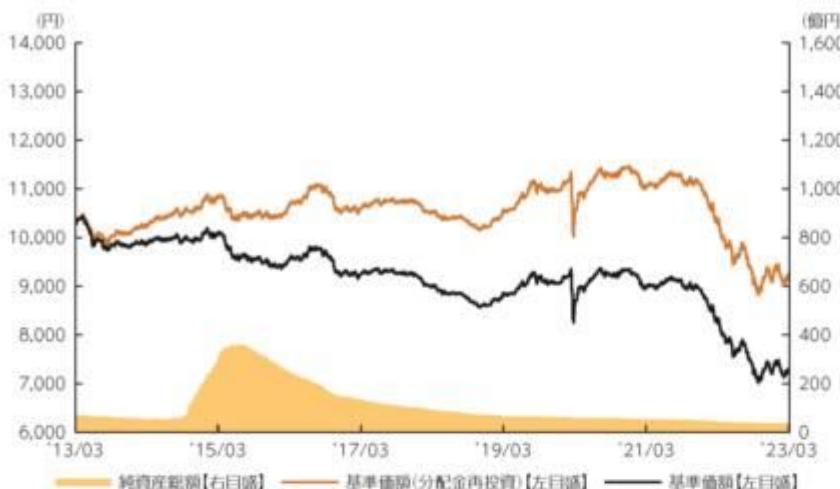
参考情報



運用実績

2023年3月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年3月29日～2023年3月31日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	7,239円
純資産総額	35.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2023年3月	10円
2023年2月	10円
2023年1月	10円
2022年12月	10円
2022年11月	10円
2022年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,200円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
ワールド・インベストメント・グレード・ポートフォリオ(JPYクラス)	98.9%
マネー・ブルー マザーファンド	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%
合計	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・投資信託証券の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

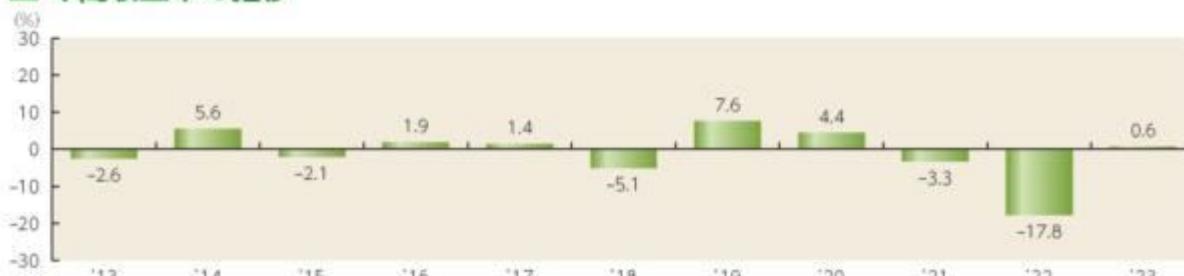
組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1 アメリカ国債	アメリカ	3.5000%	2033/02/15	3.4%
2 アメリカ国債	アメリカ	3.6250%	2053/02/15	2.7%
3 アメリカ国債	アメリカ	4.1250%	2032/11/15	2.5%
4 アメリカ国債	アメリカ	4.0000%	2028/02/29	2.4%
5 アメリカ国債	アメリカ	3.0000%	2052/08/15	2.3%
6 歐州連合	国際機関	1.0000%	2032/07/06	2.1%
7 アメリカ国債	アメリカ	3.8750%	2043/02/15	1.9%
8 カナダ国債	カナダ	0.5000%	2030/12/01	1.8%
9 ドイツ国債	ドイツ	2.3000%	2033/02/15	1.5%
10 トタル	フランス	1.7500%	2172/04/04	1.1%

・BloombergがSNAT(※)と分類する国・地域を国際機関と表示し、1つの国・地域として評価しています。
(※)SNATはSupranationalの略称です。

・比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・投資信託証券の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2023年は年初から3月31日までの收益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手續等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

$$\text{基準価額} = \text{信託財産の純資産総額} \div \text{受益権総口数}$$

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2025年3月14日まで（2010年4月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月16日から翌月15日まで

（ただし、第1計算期間は2010年4月16日から2010年7月15日までとします。）

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還せざることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、信託期間中において、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6カ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年9月16日から令和5年3月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界投資適格債オープン(為替ヘッジあり)(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [令和 4年 9月15日現在]	当期 [令和 5年 3月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,938,669	65,824,157
投資信託受益証券	3,779,998,086	3,480,524,090
親投資信託受益証券	5,174,489	5,173,458
流動資産合計	<u>3,867,111,244</u>	<u>3,551,521,705</u>
資産合計	<u>3,867,111,244</u>	<u>3,551,521,705</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,165,830	4,926,787
未払解約金	7,821,900	247,452
未払受託者報酬	108,000	89,903
未払委託者報酬	3,239,947	2,697,042
未払利息	85	45
その他未払費用	14,388	11,978
流動負債合計	<u>16,350,150</u>	<u>7,973,207</u>
負債合計	<u>16,350,150</u>	<u>7,973,207</u>
純資産の部		
元本等		
元本	5,165,830,224	4,926,787,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,315,069,130	1,383,239,077
(分配準備積立金)	788,408	229,705
元本等合計	<u>3,850,761,094</u>	<u>3,543,548,498</u>
純資産合計	<u>3,850,761,094</u>	<u>3,543,548,498</u>
負債純資産合計	<u>3,867,111,244</u>	<u>3,551,521,705</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 4年 3月16日 至 令和 4年 9月15日	当期 自 令和 4年 9月16日 至 令和 5年 3月15日
営業収益		
配当株式	41,437,476	21,668,811
受取利息	25	212
有価証券売買等損益	416,237,685	106,343,838
営業収益合計	374,800,184	84,674,815
営業費用		
支払利息	4,594	13,330
受託者報酬	668,065	597,021
委託者報酬	20,041,718	17,910,551
その他費用	89,010	79,542
営業費用合計	20,803,387	18,600,444
営業利益又は営業損失()	395,603,571	103,275,259
経常利益又は経常損失()	395,603,571	103,275,259
当期純利益又は当期純損失()	395,603,571	103,275,259
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	820,688	3,237,690
期首剩余金又は期首次損金()	888,835,996	1,315,069,130
剩余金増加額又は欠損金減少額	34,374,592	66,895,350
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	34,374,592	66,895,350
剩余金減少額又は欠損金増加額	35,137,972	5,086,843
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	35,137,972	5,086,843
分配金	30,686,871	29,940,885
期末剩余金又は期末欠損金()	1,315,069,130	1,383,239,077

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年 9月15日現在]	当期 [令和5年 3月15日現在]
1. 期首元本額	5,186,690,207円	5,165,830,224円
期中追加設定元本額	141,437,400円	18,663,236円
期中一部解約元本額	162,297,383円	257,705,885円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,315,069,130円	1,383,239,077円
3. 受益権の総数	5,165,830,224口	4,926,787,575口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和4年 3月16日 至 令和4年 9月15日	当期 自 令和4年 9月16日 至 令和5年 3月15日	
1. 分配金の計算過程 第142期 令和4年 3月16日 令和4年 4月15日	1. 分配金の計算過程 第148期 令和4年 9月16日 令和4年10月17日	
項目	項目	
費用控除後の配当等収益額	A	3,124,504円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	664,821,980円
分配準備積立金額	D	151,569円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	668,098,053円
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	755,405円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	643,196,714円
分配準備積立金額	D	767,795円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	644,719,914円

前期 自 令和 4年 3月16日 至 令和 4年 9月15日			当期 自 令和 4年 9月16日 至 令和 5年 3月15日		
当ファンドの期末残存口数	F	5,166,581,218口	当ファンドの期末残存口数	F	5,032,482,286口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,293円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,281円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,166,581円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,032,482円
第143期					
令和 4年 4月16日					
令和 4年 5月16日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,721,745円	費用控除後の配当等収益額	A	5,268,989円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	658,798,434円	収益調整金額	C	639,683,018円
分配準備積立金額	D	175,024円	分配準備積立金額	D	13,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,695,203円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	644,965,452円
当ファンドの期末残存口数	F	5,135,733,160口	当ファンドの期末残存口数	F	5,032,552,150口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,290円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,281円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,135,733円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,032,552円
第144期					
令和 4年 5月17日					
令和 4年 6月15日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,169,454円	費用控除後の配当等収益額	A	6,013,078円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	651,942,616円	収益調整金額	C	638,442,320円
分配準備積立金額	D	299,224円	分配準備積立金額	D	249,075円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	656,411,294円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	644,704,473円
当ファンドの期末残存口数	F	5,094,198,341口	当ファンドの期末残存口数	F	5,022,787,192口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,288円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,283円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,094,198円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,022,787円
第145期					
令和 4年 6月16日					
令和 4年 7月15日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,429,393円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	647,358,763円	収益調整金額	C	633,370,707円
分配準備積立金額	D	391,055円	分配準備積立金額	D	1,229,085円

前期 自 令和 4年 3月16日 至 令和 4年 9月15日			当期 自 令和 4年 9月16日 至 令和 5年 3月15日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	655,179,211円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	634,599,792円
当ファンドの期末残存口数	F	5,066,295,576口	当ファンドの期末残存口数	F	4,982,883,531口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,293円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,273円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,066,295円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,982,883円
第146期					
令和 4年 7月16日					
令和 4年 8月15日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,294,621円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	646,329,933円	収益調整金額	C	624,396,604円
分配準備積立金額	D	2,748,946円	分配準備積立金額	D	230,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	657,373,500円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	624,627,178円
当ファンドの期末残存口数	F	5,058,234,677口	当ファンドの期末残存口数	F	4,943,394,897口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,299円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,263円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,058,234円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,943,394円
第147期					
令和 4年 8月16日					
令和 4年 9月15日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	660,238,802円	収益調整金額	C	617,372,223円
分配準備積立金額	D	5,954,238円	分配準備積立金額	D	229,705円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	666,193,040円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	617,601,928円
当ファンドの期末残存口数	F	5,165,830,224口	当ファンドの期末残存口数	F	4,926,787,575口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,289円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,253円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,165,830円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,926,787円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 4年 3月16日 至 令和 4年 9月15日	当期 自 令和 4年 9月16日 至 令和 5年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 9月15日現在]	当期 [令和 5年 3月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和4年9月15日現在]	当期 [令和5年3月15日現在]
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年9月15日現在]	当期 [令和5年3月15日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	111,215,853	2,561,092
親投資信託受益証券	516	
合計	111,216,369	2,561,092

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和4年9月15日現在]	当期 [令和5年3月15日現在]
1口当たり純資産額	0.7454円	0.7192円
(1万口当たり純資産額)	(7,454円)	(7,192円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)	5,122,184,092	3,480,524,090	
投資信託受益証券 合計		5,122,184,092	3,480,524,090	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	5,154,901	5,173,458	
親投資信託受益証券 合計		5,154,901	5,173,458	
	合計	5,127,338,993	3,485,697,548	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和5年3月15日現在]

資産の部

流動資産

コール・ローン 50,233,947

流動資産合計 50,233,947

資産合計 50,233,947

負債の部

流動負債

[令和5年3月15日現在]

未払利息	34
流動負債合計	34
負債合計	34
純資産の部	
元本等	
元本	50,054,100
剰余金	
剰余金又は欠損金()	179,813
元本等合計	50,233,913
純資産合計	50,233,913
負債純資産合計	50,233,947

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和5年3月15日現在]
1. 期首	令和4年9月16日
期首先元本額	48,306,072円
期中追加設定元本額	24,212,649円
期中一部解約元本額	22,464,621円
元本の内訳	
世界投資適格債オープン(為替ヘッジあり)(毎月決算型)	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)米ドルコース(毎月決算型)	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)豪ドルコース(毎月決算型)	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)ブラジル・レアルコース(毎月決算型)	220,146円
マネー・ブル・ファンド	35,398,326円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)トルコ・リラコース(毎月決算型)	19,961円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	996,215円

	[令和5年3月15日現在]
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)為替ヘッジなし コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)円コース(毎月決 算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インド・ルピー コース(毎月決算型)	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)インドネシア・ル ピアコース(毎月決算型)	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(1 年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)円コース(毎 月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)米ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (1年決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ユーロコース (毎月決算型)	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)豪ドルコース (毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ブラジル・レ アルコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(1年決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)メキシコ・ペ ソコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)トルコ・リラ コース(毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(1年決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)ロシア・ルー ブルコース(毎月決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース (1年決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)中国元コース (毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ ランドコース(1年決算型)	9,960円

	[令和5年3月15日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)南アフリカ・ランドコース(毎月決算型)	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシア・ルピアコース(1年決算型)	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファンド(1年決算型)	1,392,480円
国際・キャピタル 日本株式オープン(通貨選択型)マネー・プール・ファンド(年2回決算型)	2,251,037円
欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)	4,979円
欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)	4,979円
合計	50,054,100円
2. 受益権の総数	50,054,100口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和4年9月16日 至 令和5年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和5年3月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品

区分	[令和 5年 3月15日現在]
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	[令和 5年 3月15日現在]
1口当たり純資産額	1.0036円
(1万口当たり純資産額)	(10,036円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産総額	3,545,623,207
負債総額	1,604,076
純資産総額（ - ）	3,544,019,131
発行済口数	4,895,772,439口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7239
(10,000口当たり)	(7,239)

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産総額	48,275,072
負債総額	58
純資産総額（ - ）	48,275,014
発行済口数	48,102,518口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0036
(10,000口当たり)	(10,036)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	879	23,481,546
追加型公社債投資信託	16	1,418,837
単位型株式投資信託	91	407,169
単位型公社債投資信託	49	116,473
合計	1,035	25,424,025

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264
未収収益	2 662,230	2 783,790
金銭の信託	2,300,000	8,401,300
その他	269,506	295,584
流動資産合計	73,882,978	77,823,830
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 548,902	1 391,042
器具備品	1 1,435,369	1 1,079,023
土地	628,433	628,433
有形固定資産合計	2,612,705	2,098,499
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	3,569,171	4,381,293
ソフトウェア仮勘定	1,895,190	1,581,652
無形固定資産合計	5,480,184	5,978,768
投資その他の資産		
投資有価証券	18,616,670	16,803,642
関係会社株式	320,136	159,536
投資不動産	1 814,684	1 810,684
長期差入保証金	538,497	524,244
前払年金費用	258,835	189,708
繰延税金資産	916,962	982,406
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	23,600	23,600
投資その他の資産合計	21,487,417	19,491,852
固定資産合計	29,580,307	27,569,120
資産合計	103,463,286	105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2,200,810	6,423,139
その他未払金	4,412,521	4,565,457
未払費用	2,755,909	4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債

長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位 : 千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位:千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

営業外収益

受取配当金		170,807		243,133
受取利息	2	2,726	2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148

営業外費用

投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費				76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221

特別利益

投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706

特別損失

投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当						9,457,670	9,457,670	9,457,670	
当期純利益						10,561,354	10,561,354	10,561,354	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計						1,103,684	1,103,684	1,103,684	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剩余金			利益剩余金				その他利益剩余金	別途 積立金	繰越利益 剩余金	
	資本 準備金	その他 資本剩余金	資本 剩余金合計	利益 準備金							
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879		81,024,723	
会計方針の変更に による累積的影響額							475,687		475,687		475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566		81,500,410	
当期変動額											
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511		10,576,511	
当期純利益							12,150,032	12,150,032		12,150,032	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計								1,573,521	1,573,521		1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088		83,073,932	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更に による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日

効力発生日 令和2年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093

小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計	20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めています。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めています。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金
費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
161,046	91,087	
非積立型制度の退職給付債 務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361

その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る	329,255	343,245
退職給付費用		
(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。		

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期(令和3年3月31日現在)及び第37期(令和4年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)

同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第36期 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)	第37期 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)
--	-------------------------------	-------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	4,470,447
ソフトウェア仮勘定	1,585,322
無形固定資産合計	6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券	14,693,980
関係会社株式	159,536
投資不動産	809,716
長期差入保証金	1,204,923
前払年金費用	154,270
繰延税金資産	1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	2
未払法人税等	592,374
賞与引当金	2,634,965
役員賞与引当金	954,015
その他	86,040
流動負債合計	5,517
	18,307,880

固定負債	
退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1
諸経費	1,198,877
一般管理費合計	182,304
営業利益	6,836,796
	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入			39,158
事務過誤費			1,807
賃貸関連費用	1		6,770
その他			11,805
営業外費用合計			59,541
経常利益			7,906,314
特別利益			
投資有価証券売却益			364,481
特別利益合計			364,481
特別損失			
投資有価証券売却損			338
投資有価証券評価損			104,554
固定資産除却損			3,528
特別損失合計			108,421
税引前中間純利益			8,162,374
法人税、住民税及び事業税			2,522,443
法人税等調整額			28,522
法人税等合計			2,493,921
中間純利益			5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当中間期変動額										
剩余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125	
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計							406,671	406,671	406,671	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
小計		17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
小計		7,414,223	8,052,120	637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円)を含めております。

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ます。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記（に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款について2023年10月1日付で以下の変更を行います。

- ・商号の変更（三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更）

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2022年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円 (2022年11月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2023年3月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することができます。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月24日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）の令和4年9月16日から令和5年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）の令和5年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。